

## 〔翻訳〕

## 市民と市民性の意味変換について

ユルゲン・コッカ\* 著  
松葉 正文\*\* 訳

ブレスラウ出身の哲学者であり翻訳家であったクリスティアン・ガルヴェ (Christian Garve) は、1792年に次のように書いている。「市民」(Bürger) という言葉は、「ドイツの間ではフランス語のブルジョアよりももっと威厳がある。…しかもその理由は、ドイツ語の市民という語はより多くのことを意味しており、フランス語では2つの異なった名称をもつ2つのことを、同時に指し示しているからである。それは、一方では、市民社会 (bürgerliche Gesellschaft) の個々のメンバー——フランス語の市民 citizen ——を意味しており、他方では、一定の職業によって生計を立てている非貴族の都市市民——フランス語のブルジョア bourgeois ——を意味している。」<sup>1)</sup> 基本的に、このことは、今日でもあてはまる。「市民」(Bürger) あるいは「市民的」(bürgerlich) という言葉は、ドイツの間では、一方で狭い階層ないし階級に属する者およびその特質 (*bourgeoisie, middle class*) を意味し、他方で男女の国家公民 (Staatsbürgerinnen und Staatsbürger), つまり権利と義務をもって共同体に属している、その範囲でのそしてその限りでの全ての人びと (*citoyens/citoyennes, citizens*) を意味している。

上述のことと、市民と市民層 (Bürgertum) が、たいへん相異なった評価——拒絶と高い評価、軽蔑と尊敬、憎悪と称讃——を受けることは、関連がある。19世紀初めの貴族の側からの批判によれば、市民は愚かで凡庸であるとされた。社会主義的労働運動は市民的〔原文は *bürgerlich* であるが、日本語の文脈ではブルジョア的と訳す方がよりふさわしいだろう。逆に言えば、こうした翻訳上の問題が生じること自体のうちに、Bürger ないし *bürgerlich* という用語についての日本における翻訳史上の根深い問題性があるといえる…松葉〕階級エゴイズム、<sup>ビュルガーリッヒ</sup>市民的〔ブルジョア的〕搾取、<sup>ビュルガーリッヒ</sup>市民的〔ブルジョア的〕な身分の高慢さに対して、論争を挑んだ。20世紀初頭の青年運動は、市民的な因襲と市民的な偽善に対抗した。ファシスト達は、市民的な個人主義と市民的な法治国家を軽蔑した。20世紀の共産主義的独裁も、市民層とその文化に対して闘った。1968年にパークレイ、パリ、ベルリンなどで抗議行動に立ち上がったマルクス主義的な学生や知識人たちも、あらゆる市民的なるもの (Bürgerliche) に対する彼らの軽蔑感に誤解の余地のない——<sup>ビュルガーリッヒ</sup>「市民的〔ブルジョア的〕愛情」<sup>ビュルガーリッヒ</sup>「市民的〔ブルジョア的〕学問」<sup>ビュルガーリッヒ</sup>「市民的〔ブルジョア的〕芸術」に対する嘲弄に至るまでの——表現を与えた。

\* ベルリン自由大学歴史学部教授

\*\* 立命館大学産業社会学部教授

逆に、自由主義的な歴史家であるテオドル・モムゼン（Theodor Mommsen）は、1899年に、彼の人生を回顧しつつ、次のように書いた。「…私は、最善を尽くして、常に政治的存在（*animal politicum*）であろうとした。そして、市民であることを願った。しかし、それは、わが〔ドイツ〕国民の中では、可能なことではない。…」<sup>2)</sup> 今日でも、「市民的」や「市民」という概念には、しばしば積極的な意味が込められている。「市民権」（*Bürgerrecht*）や「市民社会」（*Bürgergesellschaft*）などが、そうである。市民性（*Bürgerlichkeit*）という理念は、哲学者シュテファン・シュトラッサー（Stephan Strasser）が書いたところによれば、人間の歴史の合理的な形成という目標を志向しており、その際、成熟し、議論し、平和的に競争する諸個人やグループが重視され、あわせて進歩の可能性に対する確信が共有されている<sup>3)</sup>。

市民と市民層の概念と同様に、市民性という概念も、歴史の中で変遷を遂げてきた。それは、さまざまな市民的特質についての集合概念である。その概念は、市民的文化と結びつきをもち、それと共振しあったのであるが、状況を観察する者の視角に応じて、一方で狭量な排他性と、他方で広範な世界に影響を及ぼす普遍主義との間で揺れ動いたのである。21世紀の初頭にある今日、ドイツやその他多くの諸国において、市民層と市民性に対する批判から、それらの概念に対する積極的な評価への幅広い移行が見出される。多くの人びとが、市民性のルネサンスについて語っている。

### 三つの意味

「市民」や「市民性」という概念の多義性は、どのようにして生じたのであろうか。また、それらに対する評価の揺れは、どのようにして生じたのであろうか。それらの内で、何がヨーロッパ的で、何がドイツ的なものであろうか。「市民」概念の三つの意義、三つの発展局面の間を、歴史的に区分して考察することが望ましい。

第1段階：中世末期と近代初期、つまりおよそ1800年までの時期における市民。それは、都市の住民であった。この意味での市民は、法的地位と生活様式によって、貴族や僧侶身分の者達から、また農村住民の多数者と広範な都市下層民から、自らを区別していた。彼らの法的地位、つまり市民権のおかげで、彼らは、自立的営業と商業を営むことができ、都市の自治において協働することができ、そしてまた、貧困と困窮の際に都市から与えられる給付を受けることができた。市民権は、出生によって付与されるか、それを望む応募者に与えられたのであるが、いずれの場合にも、彼らが特定の諸条件を満たすこと、すなわち財産ないしは求められた資格を所有していることが必要であった。市民は、17・18世紀の諸都市においては、ほんの僅かな少数派であった。市民には、手工業親方、若干の修業済み徒弟、商人、一般店主や飲食店主、それに医者や牧師などが含まれたが、奉公人、労働者、貧民などは含まれなかった。

「都市の空気は自由をもたらず。」都市住民は、農村住民が服従し、隷属し、租税を負担していた相手である貴族や僧侶などの支配には、

通常服してはいなかった。諸都市は、貴族や僧侶などの領主に対して、通例文書で確認された特権と自由を持っていた。このような自治権を持った都市の存在は、中世以来のヨーロッパ史の基本的要素である。市民達は、非貴族的、非僧侶的、非農民的な文化、まさに共通の規範、名誉観、象徴を伴った都市的文化を発展させてきた。都市市民的生活は、その由来と慣習に強く規定されており、しばしば偏狭で不活発であり、革新と近代化への強い志向を欠いていた。しかしながら、営業と商業は、それ自身の内に転換の芽を宿していた。労働と業績は、都市市民層の文化において、貴族の文化におけるよりも、重要なものとされた。公共心と自立性が、都市市民層において、学ばれそして習得されていった<sup>4)</sup>。それは、未来のための重要な文化的資本であった。この意味での市民（Bürger）は、英語では「burgher」と呼ばれる。

第2段階：財産と教養、19世紀の新しい市民層。18世紀以来、新たな勢力が登場してきた。封建主義が衰退し、それと共に古い意味での都市市民の地位も後退していった。興隆する資本主義、拡大する商業、そして工業化に伴って、大商人、出版業者、製造業者、船舶主や銀行家、企業家と工場主、などの数が増加し、その意義が増大していった。これらの「ブルジョアジー」（Bourgeoisie）、これらの「経済市民」ないし「富裕市民」（Wirtschafts- oder Besitzbürger）は、より裕福となり、社会的にもより重要でより影響力の大きい者になった。彼らの活動は、都市の領域を越えていった。彼らの大規模な資本主義的企業は、ほとんどの場合、中世同業組合（Zunft）の規制に抗して、古い都市市民層に抗してのみ自己を貫くことができたのであり、

その際しばしば都市の権利を廃棄する国家の例外法の援助を受けたのであった。

そのことと照応した活動を、「内的な国家形成」（Otto Hintze）が果たした。それは、18世紀にヨーロッパ大陸の絶対主義諸国家によって強力に推進された。増大する国家活動、新たな官庁の設置と行政事務の拡大に伴って、「（国家）官吏」（Staatsdiener）の数が徐々に増加した。これらのしばしば大学卒業資格をもった公務員、それに大学教授達も、自らを、都市の市民としてよりも、むしろ国王の臣下ないし邦国の市民とみなすようになった。彼らは、法的にも都市市民身分に属してはいなかった。

このようにして、18世紀末から19世紀はじめにかけて新たな社会形成が進展し、財産を所有しまた教養を積んだ人びとからなり、「市民的」（bürgerlich）という言葉の新しい使用がふさわしい、興隆する比較的少数の階層、つまり富裕市民層と教養市民層が形成された。これらの市民層は、上述のように、都市の枠を越えた存在であったが、彼らは伝統的な都市市民層のなかの裕福で教養のある人びととも共通性があり、後者の人びとと婚姻圏と共通の文化を介して繋がりを保持していた。これら様々な市民達に共通するものは、何であろうか。それは、次のような諸点である。一方では、世襲貴族とその世界への批判的立場、業績と教養に対する高い評価、王権神授説と絶対主義的恣意性に対する批判、同時にしかし、下層民衆から自らを区別すること。他方では、都市的生活様式およびそれと結びついた文化。彼らは、政治的に、同じボートに乗り、同じベンチに座っていたのであった。というのは、当時の身分制代表機関におい

では、新・旧市民達は、貴族でもなくまた僧侶でもない、「第三身分」に所属していたからであった<sup>5)</sup>。——この第二の意味での市民層は、フランス語と英語で「bourgeoisie」と呼ばれ、英語ではまた「middle class(es)」とも言われる。

第3段階：「市民社会」(bürgerliche Gesellschaft ないし Bürgergesellschaft) の構想。とりわけ、この新しい市民層をとりまく環境のなかでは、近代的な、啓蒙主義によって刻印された諸理念、新しい社会と文化と政治についての諸理念、つまり「市民社会」の構想が、発展しつつあった。その構想は、18世紀と19世紀初めの市民的な集会所や読書サークル、結社や雑誌のなかで議論され、その後拡大する自由主義的運動の公共的集会や祭典でも話題となった。市民社会の構想は、未来を志向しており、それには、さまざまな著述家達が貢献した——ジョン・ロックとアダム・スミスから、モンテスキューと百科全書派を経て、イマヌエル・カントや19世紀の自由主義的思想家達。その構想の中には、次のような目標が設定されていた。自由で成熟した市民 (Bürger, citoyens) からなる近代的で世俗化された社会。そこでは、市民達は、自らの諸関係を平和的、理性的、自立的に規制する。そして、法外な社会的不平等や官憲国家的な保護監督は排除され、個別性と共同性が同時に重視される。そのためには、一定の諸制度が必要とされる：市場、批判的公共性 (世論)、憲法と議会をもつ法治国家などである。こうした社会的政治的目標設定は、新しい秩序構想と結びついていた。(生まれではなく) 労働、業績、教養、(伝統に替って) 理性とその公的な行使、諸個人間の競争と共に協力と共同、などが大切なものとされ、古い体制の中心

的諸要素である絶対主義、世襲特権、身分的不平等、そしてまた教会的宗教的な正統信仰などに対して批判的な目が向けられた。市民社会の構想は、既述の通り、たしかに新たに形成されつつある市民層 (とそれに隣接する下層貴族や小市民層などの階層) にその基礎を置いていたが、しかし傾向としては、全ての人びとのための構想であり、普遍的なモデルであった。それは、すべての市民——すべての国家公民という意味での——の自由、平等、参加を呼びかけ、同時に市民的な文化と生活様式の市民層を越えた普遍化を目指していた。学校教育、文学、劇場、養育、訓練、公的生活の編成替えは、すべての人びとに及ぶべきものとされた。この意味で、市民 (Bürger) は、*bourgeois* から *citoyen* への途上にあった。

これは、壮大な、そしてとりわけ19世紀初頭という時期にあっては、現実からかけ離れたユートピア的な構想であった。「bürgerliche Gesellschaft」あるいは「Bürgergesellschaft」という意味の中での市民 (Bürger) とは、英語で「citizen」、フランス語で「citoyen/citoyenne」と言われるものである<sup>6)</sup>。

### 19世紀と20世紀における転換

19世紀の中頃までに形成された3つの発展段階、つまり近代初期の都市市民から、経済市民層と教養市民層の文化を経て、市民社会のユートピアに至る各段階が相互に関連しているとはいえ、それらはまた互いに明瞭に区別されていた。19世紀と20世紀の経過の中で、また多くの変化が生じた<sup>7)</sup>。

都市市民層の輪郭は、ぼやけてきた。都市と農村の間の法的区別は、19世紀には、都市における市民とその他の住民の間の法的区別と同様に、その意義を失っていった。しかし、更に20世紀に至るまで、そして部分的には今日まで、とくに中小諸都市においては、都市市民層の残滓が見出される。彼らの間の結びつきは、ここでの結社、社交、財団、婚姻圏、共通の文化などによって、支えられた。都市の市民層の社会的サークルは、その他の都市住民との境界がますます希薄化しつつあるものの、今日まで存続している。

19世紀は、財産と教養をもつ人びとの急激な地位上昇をもたらした。工業化は、経済市民層、ブルジョアジーを変化させた。その営利活動を通じて、商人や企業家や資本家の富と名声と自意識が増大した。他方、学問の興隆と大学をはじめとする高等教育システムの拡大とともに、より高い教養と大学卒業資格をもった職業に対する評価が急速に高まった。医師、牧師、弁護士、教授、裁判官、高級行政官僚、少し後になって工学士の資格をもつ技術者、経営者、科学者などが、教養市民層のうちに数えられる。

経済市民層と教養市民層の間の境界は、多様な姻戚関係と諸関係、よく似通った学歴形成、共通の文化などを基にして、曖昧なものとなっていた。市民的な文化とは何か。それには、労働と業績そして自立性と教養の尊重、両性間の分業と力の配分に関する特定の家族理念とモデル、それに一定の道徳的・美的な諸原則、諸価値そして生活様式、などが含まれていた。市民層は、19世紀にその偉大な時代を迎えた自由主義（Liberalismus）の最も重要な基礎をなして

いた。市民層は、また国民的な運動（nationale Bewegung）の核を代表していたのであるが、その運動は、19世紀の末頃にますます「右」傾化し、20世紀の前半にはますます頻繁にナショナリズム（Nationalismus）へと急進化していった。市民的な文化は、ますます強く社会全体に広がっていった。市民層に属する人達は、経済、学問、文化において、比類のない業績をあげた。19世紀を市民の世紀と呼ぶのは、その限りで正しい。

しかしながら、市民層は、徐々により防衛的になっていった。それは、人口の少数派に留まっていた。市民層に属していたのは、19世紀末で、人口のおよそ7～10%ほどであった。選挙権と生活様式、財産と教養によって、市民層は、庶民達から、下層から、小市民層や農村住民達から明瞭に区別され、他方、貴族との社会的文化的距離は縮まってきた。

第1次世界大戦、それにつづく政治体制の民主化、20世紀の危機と独裁制、20世紀後半における著しい近代化の進展、これらが、市民層の文化を、一方では破壊し、他方で広範囲に拡散させた。市民層の内的差異が増大し、その外部との境界線は希薄化していった。発展した産業社会ないしポスト産業社会においては、今日、それ故、外部から明確に区分された市民層について語ることはほとんど不可能である。

19世紀に、一歩ずつ、市民社会（bürgerliche Gesellschaft bzw. Bürgergesellschaft）の基本的構成要素が実現されていった。すなわち、市場経済の成長、法治国家と立憲国家、労働と業績と経済的成功を基礎とした社会的諸関係と秩序の

形成、後になって更に、議会制を伴った検閲なしの公共圏などであるが、ドイツでようやくそれらが実現されたのは1918年になってからであった。一般に、19世紀と20世紀初めの現実、市民社会のモデルから遥かに遠ざかっていた。人口の大多数、その増大しつつある部分——下層民衆、工業化に伴って膨張するプロレタリアート——にとっては、財産も、十分な教育も、そして自立性も、無縁のものであった。彼らには、市民的な文化と市民的な政治生活に実際に参加できるようになるために不可欠な諸資源が、欠けていた。非自立的な就業者の数が増大し、その限りで、現実には市民社会のモデルと矛盾していた。社会主義的労働運動はこの〔モデルと現実との間の〕乖離に対する最も重要な批判者であったし、マルクス主義的批判はこの〔市民社会〕概念の〔現実との〕矛盾を突いたのである。

そして、国家公民としての十分な権利と義務を有する参加者が通例住民の男性部分に限られている、ということがますます多くの人びとに意識されるようになった。市民社会のモデルにおける市民とは、実際には、男性のことであった。男性市民 (*citoyen*) への道ですら、元来予想されたよりも困難であることが示されたが、女性市民 (*citoyenne*) の実現は、更にいっそう困難な道のりであった。そのことは、市民社会それ自体の特質、とりわけその家族モデルと関連していたのであり、そのモデルは、両性間の不平等な役割を前提し、たえずそれを新たに打ち固めたのであった。しかし、とりわけ19世紀そして20世紀において、女性運動が、徐々に、市民社会の性別に基づく一面性に対し効果的な批判を加え、その批判を市民社会の諸理念

——全ての人びとのための平等、成人の権利と義務、自己実現——によって根拠づけることに成功した。

市民社会の理想の完全な実現の途上に存在するこれらの深く根ざした制限的諸条件を打破しようとする試みは、きわめて緩慢な歩みの中で成果をあげていった。両性全体に及ぶ選挙権の民主化、大衆政党の興隆、大衆教育の普及、そして社会国家の拡充など、これらは市民社会の理想へ向う途上での重要な歩みであったが、今日でもなおその目標に完全に到達したわけではない。

#### ドイツの特殊な道？

本稿においてこれまでドイツに関してひじょうに大まかな諸特徴が描かれたが、それらは、核心においては、ヨーロッパ的な一つの型 (*Muster*) であったし、今もそうである。たしかに、国により、地域により、大きな相違が存在したが、そこで描かれた基本線は、全ヨーロッパ的なものである。なるほど、近代初期の都市市民、19世紀の近代的な市民層、そして国家公民からなる市民社会の間の緊密な内的関連は、ドイツ語の諸概念においてのみ意味論的に明瞭に映し出されている。しかし、フランス、イギリス、イタリア、スカンジナビア諸国、そして中東欧においても、その基本的な型は、——概念的な意味のずれにもかかわらず——ほとんど変わらなかった。東欧、南部ヨーロッパ、周辺地域などは、型の相違はより著しい。多数の強力な諸都市が存在しないところでは、市民層の重要な基礎が欠けていたのであった。もちろん、多くのドイツの特質が存在した。た

たとえば、模範的なドイツの大学モデルと結びついた（普遍的）教育の高い評価と強調；西方諸国と比べて遅れた国民国家形成；国家的諸機関と官吏の強力な役割；非自由主義の強い伝統、などである<sup>8)</sup>。

長い間、歴史家達は、ドイツ市民層の相対的な弱さとドイツにおける市民性の欠陥について語ってきた。そのことは、誤りではない。とりわけ、ドイツを西欧と比較する際に、誤りではない。しかし、東欧と比べれば、ドイツの市民は相対的に有力であり、ドイツの諸関係は相対的に市民的であるように見える。過去20年の研究に照らせば、そもそも、ドイツ市民層の一般的な弱さについて語ることは、もはやできない<sup>9)</sup>。

でも、本当にそのように言って良いのだろうか。20世紀のドイツ史における最も深刻な特質として、国民社会主義的独裁の急進性がある。他のヨーロッパの大部分の国々でも、1920/30年代に、民主主義は独裁に対して敗北したが、ほとんどどこでもドイツにおけるほどには、急進的、野蛮的、そして破壊的ではなかった。殺人的エネルギーの点において、ヒトラーの急進ファシズム独裁は、——ヨーロッパでは——ソ連におけるスターリンのボルシェヴィキ独裁とのみ比較可能であった。この特に深刻な文明破壊が、どのようにしてドイツで生じたのであろうか。最後にまた、このような破局に対抗するにはあまりに弱く、あまりに自由主義を欠き、あまりに官憲志向的であった、そしてその故にむしろこうした破局を招来させてしまった、ドイツ市民層の特質に係わる問題がある。

20世紀の第2四半期におけるドイツが市民的な西欧から区別されることは、争う余地がない。国民社会主義的独裁は、反市民的であった。それは、市民層に危害を加え、市民性の諸価値と諸原理に対して闘った。市民層の破壊は、その後ドイツの東部で、第2のドイツの独裁制によって、そして今度は社会主義的な言説の下で、継続された。ドイツ民主共和国もまた、反市民的な国家であり、その社会では市民的伝統は著しく弱められたのであり、その深刻な後遺症は今日まで続いている。西側世界と異なったドイツの特殊な道について探求しようとする者は、まずもってここ、20世紀の〔2つの〕独裁制の歴史においてそれ〔特殊な道〕を見出すのである。

#### そして、今日の状況は？

私達は、過去50年ないし60年間のドイツの歴史——はじめはただその西側部分について、1990年以後は国土全体について——を、一歩ずつ進展する市民化として理解することができる。ドイツの現実、一歩ずつ変化し、それは、市民社会（bürgerliche Gesellschaft）——今日ではむしろ好んで Bürgergesellschaft あるいは Zivilgesellschaft と呼ばれる——のモデルに徐々に近づき、そしてますますそれに近似的となってきた。過去のドイツ史のいかなる時期にもまして、そのように言うことができる。その枠組条件としては、一方で議会制的で民主主義的な法治国家・立憲国家があり、他方では私的所有権と相対的に自律的な「労使パートナー」を伴う機能的な市場経済がある。そして、さらに加えて、強力に造り上げられた社会国家（それは今日再編成されなければならない）があ

る。このような枠組のなかで、——非自営被用者の数的な優位（ドイツ就業者の僅かに10%が自営業に従事しているにすぎない）にもかかわらず——業績志向の市民社会が発展したのであるが、それは次のような諸要素を伴っていた。(a)活発で検閲のない公共性（世論）、(b)多数の相互に競い合いまた協力し合う諸集団や諸組織、(c)国家と市場の間の多様な市民的参加（団体、財団、相互扶助的イニシャティヴ、非政府諸組織、ネットワーク）、(d)自由、自立、批判、業績志向、学問や芸術の尊重、そして公共の福祉に対する責任、などの市民的諸価値が役割を演じる文化。

こうした意味をもつ市民社会の建設にとって、20世紀前半を刻印する戦争と独裁による破局についての公的に開かれた記憶が、重要であったし、更にこれからも重要である。同じことが繰り返されてはならず、私達はそこから学ばなければならない。ドイツの蹉跎とドイツの罪に対するますます開かれた、そしてますます自己批判的な記憶は、総じて、積極的な作用を果たした。国境を越えた他の国々との、とりわけ西側欧米諸国との交流は、もう一つの決定的要因である。市民社会は、ますます国民国家の境界を越えて成長しているが、国民国家が過去のものとなったわけではない<sup>10)</sup>。他方で、ドイツにおける市民社会の建設は、不完全なものに留まっている。なおそれに対抗する諸傾向があり、また多くの新たな挑戦的課題がある：先鋭化する社会的不平等、社会的結合関係の侵食、新たな暴力、新たな社会的無関心などから、ますます濃密となる国家的保護監督と新たな形態の非自由主義まで<sup>11)</sup>。自由——それは市民性の核心的構成要素である——は、決して自明のもので

はなく、それを使いこなす能力は、不平等に配分されている。

既述の通り、19世紀には、当時のおひじょうに弱く、またひじょうに不完全な市民社会は、とりわけ市民層によって担われていた。今日、市民社会の諸原理は、市民層を越えた他の諸集団によっても、支えられている。そして、今日では、他と明確に区別された、明確な自己同一性を保持している市民層がそもそも存在しているかどうかは、疑わしい。多くの観察者は、そうした層の存在を否定している。貴族および古いプロレタリアートといっしょに、市民層はその主要な敵対者を失い、それとともに自らのアイデンティティーの一部をも失ってしまった、と考えられている。両性間の厳格な不平等によって刻印された市民的家族が、もはやほとんど存在しないことを想起されたい。それによって、過去の市民的文化は、その支柱を喪失したのである。過去の幾世紀に及ぶドイツ市民層の重要な構成部分であったユダヤ人市民層が、ホロコーストのなかで殲滅されたことも、看過されてはならない。それは、市民的なドイツにとって、二度と修復されえない大きな損失であった。結論的に、次のように言える。かつて市民的文化として市民層を特徴づけ、それを他の諸集団から区別したものは、普遍的な所有物となった。学校教育、清潔な身なりと環境、業績の達成に参加しようとする態度、旅行、世界の出来事についての知識（今日ではメディアを通じて）、などである。こうしたことによっても、市民層は、その明確な輪郭を失った。同時に、市民的参加に関してほとんど顧慮せず、市民的諸価値から遠ざかっている、財産と資格をもった多くの人びとがいることも、忘れられてはな



らない。彼らは、客観的な諸指標によれば市民であるが、その態度と振舞いからすれば市民とはいえない<sup>12)</sup>。

私達は、今日、明白な自己同一性をもった市民層なき市民社会と市民性の中にいるのだろうか。傾向的には、そのように言えるが、全面的にそうだとは言えない。というのは、社会的不平等は今もなお大きく、それはドイツでも増大している。さらに、教養があり、都市に在住する市民的な中間層の人びとは、下層の人びとよりも、積極的に市民的な参加——つまり結社、市民イニシアティブ、そして名誉職的な役職への参加——を行なっている。このように、市民的な階層への所属と全体としての市民社会への関与との間には、今も一定の親近性が存在している<sup>13)</sup>。

しかし、市民社会という意味のなかでの市民性は今日ではもはや市民層という狭い層のみに限定されない、というのは正しい。市民性の諸原理と実践は、市民層以外の他の社会的環境 (soziale Milieus) においても、——たとえそれが、完全にはなく、また様々の度合に分かれているとしても——広く承認されている。まさにそれ故、市民社会は、1世紀前と比べて、今日しっかりと根を張っているのである。市民社会は、今日では、もはや市民層だけのものではない。それ故、多くの人びとは、「Bürgergesellschaft」という用語よりも、「Zivilgesellschaft」概念を愛好するのである<sup>14)</sup>。

#### 注

1) Christian Garve, *Versuche über verschiedene Gegenstände aus der Moral, der Literatur und dem gesellschaftlichen Leben*, Bd. 1, Breslau

1972, S. 302f.

- 2) Theodor Mommsen, Testament vom 2. September 1899, zit. nach Alfred Heuss, *Theodor Mommsen und das 19. Jahrhundert*, Stuttgart 1956, S. 282; auch in Dolf Sternberger, *Ich wünsche ein Bürger zu sein*, Frankfurt/M. 1970<sup>2</sup>, S. 11.
- 3) Vgl. Stephan Strasser, *Jenseits des Bürgerlichen. Ethisch-politische Meditationen für diese Zeit*, Freiburg-München 1982.
- 4) Vgl. hierzu Mack Walker, *German Hometowns. Community, State, and General Estate 1648-1871*, Ithaca, N.Y. 1971.
- 5) Bassermann 家の例について, Lothar Gall, *Bürgertum in Deutschland*, Berlin 1989.
- 6) Vgl. Manfred Riedel, "Gesellschaft, bürgerliche", in: *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 2, Stuttgart 1975, S. 719-800; Utz Haltern, *Bürgerliche Gesellschaft. Sozialtheoretische und sozialhistorische Aspekte*, Darmstadt 1985.
- 7) 以下について, Jürgen Kocka, *Das lange 19. Jahrhundert. Arbeit, Nation und bürgerliche Gesellschaft*, Stuttgart 2001, S. 113-138; Dieter Hein/Andreas Schulz (Hrsg.), *Bürgerkultur im 19. Jahrhundert. Bildung, Kunst und Lebenswelt*, München 1996; Gunilla F. Budde, *Auf dem Weg ins Bürgerleben. Kindheit und Erziehung in deutschen und englischen Bürgerfamilien, 1840-1914*, Göttingen 1994.
- 8) Vgl. Jürgen Kocka/Ute Frevert (Hrsg.), *Bürgertum im 19. Jahrhundert. Deutschland im europäischen Vergleich*, München 1988.
- 9) Vgl. Peter Lundgreen, *Sozial- und Kulturgeschichte des Bürgertums*, Göttingen 2000, S. 93-110; Dolores L. Augustine, *Patricians and Parvenus: Wealth and High Society in Wilhelmine Germany*, Oxford 1994.
- 10) Vgl. Konrad Jarausch, *Die Umkehr. Deutsche Wandlungen 1945-1995*, München 2004.
- 11) Vgl. Michael Stolleis, Politik der Angst, in: *Merkur*, 61(2007), S. 1145-1151.
- 12) Vgl. Manfred Hettling/Bernd Ulrich (Hrsg.),

*Bürgertum nach 1945*, Hamburg 2005.

- 13) Vgl. Thomas Gensicke/Sibylle Picot/Sabine Geiss, *Freiwilliges Engagement in Deutschland 1999-2004*, Wiesbaden 2006.
- 14) Jürgen Schmidt, *Zivilgesellschaft. Bürgerschaftliches Engagement von der Antike bis zur Gegenwart. Texte und Kommentare*, Reinbek 2007; Dieter Gosewinkel u. a. (Hrsg.), *Zivilgesellschaft – national und transnational*. WZB-Jahrbuch 2003, Berlin 2004.

### 訳者付記

本稿は、Jürgen Kocka 氏の論文、Bürger und Bürgerlichkeit im Wandel, in: *Aus Politik und Zeitgeschichte*, Beilage zur Wochenzeitung *Das Parlament*, 9-10/2008, 25. Februar 2008, Frankfurt/M, S. 3-9, を翻訳したものである。

著者であるドイツの有名な歴史家 J. コッカ氏には、すでにこの間10数本に及ぶ市民社会論に関する論文があり、同氏の了解を得て、私もそのうちの幾つかを翻訳し、発表してきた。以下にそれらの翻訳を列挙しておく。

- \* ユルゲン・コッカ「市民社会の困難な成立：近代ドイツの社会構造史」『思想』岩波書店、1998年9月号 [山井敏章氏との共訳]、pp.49-70. (Jürgen Kocka, The Difficult Rise of a Civil Society. Societal History of Modern Germany, in: Mary Fulbrook(ed.), *German History Since 1800*, Arnold 1997, pp.493-511.)
- \* ユルゲン・コッカ「歴史的项目としての市民社会：近代ヨーロッパの比較的研究」『立命館産業社会論集』第37巻第3号 pp.147-157. 2001年12月 [斎藤真緒氏との共訳]。 (Jürgen Kocka, Zivilgesellschaft als historisches Projekt: Moderne europäische Geschichtsforschung in vergleichender Absicht, in: *Europäische Sozialgeschichte, Festschrift für Wolfgang Schieder*, Hrsg. C. Dipper, L. Klinkhammer und A. Nützenadel, Duncker & Humblot, Berlin 2000, S.475-484.)
- \* ユルゲン・コッカ「歴史的問題および約束とし

ての市民社会」『思想』岩波書店、2003年9月号 [山井敏章氏との共訳]、pp.34-57. (Jürgen Kocka, Zivilgesellschaft als historisches Problem und Versprechen, in: Manfred Hildermeier, Jürgen Kocka, Christoph Conrad (Hg.), *Europäische Zivilgesellschaft in Ost und West. Begriff, Geschichte, Chancen*, Campus Verlag, Frankfurt/New York 2000, S. 13-39.)

- \* ユルゲン・コッカ「市民社会の歴史的展望」『立命館産業社会論集』第39巻第4号 pp.223-233, 2004年3月。 (Jürgen Kocka, Zivilgesellschaft in historischer Perspektive, in: *Forschungsjournal Neue Soziale Bewegungen*, Jg.16, Heft 2, Juni 2003, S.29-37.)
- \* ユルゲン・コッカ「市民社会と政治の役割」『立命館産業社会論集』第40巻第1号 pp.197-203, 2004年6月。 (Jürgen Kocka, Civil Society and the Role of Politics, in: Gerhard Schröder (ed.), *Progressive Governance for the XXI Century. Contribution to the Berlin Conference*, München 2002, pp. 27-35.)

今回の「市民と市民性の意味変換について」と題された比較的短いこの論文では、市民、都市市民、市民層、国家公民、市民性、市民社会、などの用語と概念の区別と連関について、歴史的理論的に手際よいため手堅い整理がなされており、そのうえで奥深い歴史認識に基づく論述が展開されている。国際的国内的な市民社会論の理論的実践的發展に資するところがあると考え、翻訳を試みた次第である。

翻訳に際しては、日本語でいずれも「市民社会」と訳される, bürgerliche Gesellschaft, Bürgergesellschaft, Zivilgesellschaft について、原文のままにしておく方が訳文の理解がより正確で容易になると考えられる場合には、まれに原語で表記した。訳文に付した傍点は、原文イタリックを示す。また、[カッコ]内は、訳者注である。原文では注は各ページごとの脚注となっているが、本訳稿ではそれらを文末にまとめた。

最後に、この論文を翻訳したいという松葉の願いを快く受けとめ、許可を与えてくれた著者に、心から感謝したい。